

法令遵守規程

（目的及び適用範囲）

第1条 合同会社三衆刈谷（まめっこハウス）法令遵守規程（以下「規程」という。）は、合同会社三衆刈谷（まめっこハウス）（以下「法人」という。）における児童発達支援・放課後等デイサービス施設を運営する事業及（以下「事業」という。）について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

（基本方針）

第2条 法人が行う事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- (1) 事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- (2) 法令遵守のために必要な法人の組織体制を整備する。
- (3) 法令遵守責任者は、代表社員の命を受け、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

（法令遵守責任者）

第3条 法人の理事長は、法令遵守責任者を法人に1名配置するものとする。

2 前項の法令遵守責任者は、代表社員が選任するものとする。

（法人組織体制の整備）

第4条 法人の事業を推進し適正に業務を遂行するための組織体制、行動規範は、付属に定めるものとする。

2 法人の事業の最高責任者を代表社員とする。

3 法人の事業の責任者は、児童発達支援・放課後等デイサービスの管理者とする。

（法令遵守責任者の業務）

第5条 法令遵守責任者は、法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、スタッフと連携し、以下の業務を行うものとする。

(1) 法人及び事業の組織体制に関する提案

(2) 法令遵守に関する本規程の制定及び改定

2 法令遵守責任者は、必要に応じて法人内の会議に出席し、法人の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認するものとする。

(相談窓口の仕組み)

第6条 法人内に存在する問題に常に意識をもち、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- (1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- (2) 通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。
- (3) 法人は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わせないこと。
- (4) 法人は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとして、プライバシーは遵守される。
- (5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってならない。

(職員の責務)

第7条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

- 2 職員は、自らも専門職としての職務倫理を身につけ、また子ども・子育て支援法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
- 3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第8条 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(処分)

第9条 法令違反する行為を行った職員は、懲戒その他処分されるものとする。

(規程の改定)

第10条 本規程の改定を行った場合は、速やかに関係行政機関に提出するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

付 属

児童発達支援・放課後等デイサービス 行動規範

合同会社三衆刈谷まめっこハウスは、児童発達支援・放課後等デイサービスのスタッフ自らの行動に責任と自覚を確立するため、「児童発達支援・放課後等デイサービス行動規範」を定めます。スタッフは、この行動規範の遵守に努めることとし、特に代表社員・幹部社員の立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。「利用者の保護者と子どもの人権を尊重し、最善の利益（子どもの健やかな成長）を確保することに努めます。」

1. 法令遵守の意識を徹底します。

私たちは関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的規範の遵守を推進します。

2. 利用者の保護者と子どもの人権を擁護し、尊重します。

（1）私たちは障害の状況を個別に把握し、利用者の個性や気持ちや環境を真摯的確に捉え、大きな視点、大きな心で利用者一人ひとりに接します。

（2）私たちは、虐待行為をはじめとするあらゆる人権侵害を決して行いません。

（3）私たちは、虐待や人権侵害行為を発見した場合は、直ちに管理者に報告し、「虐待防止委員会」を速やかに開催し適切に対応します。

3. 利用者の自己選択、自己決定の意思を尊重します。

私たちは、利用者の特性に応じた話し合いや説明を行い、可能な限り自己選択・自己決定ができるように支援します。

4. 利用者の自己実現に向けた支援を進めます。

（1）私たちは、利用者の意思やニーズや環境をよく理解し、社会で穏やかに生活出来る様に個別支援計画を作成します。

（2）私たちは、個別支援計画の作成、見直しなどにおいて、利用者や家族、保護者と十分に話し合い説明と情報提供を行います。

5. 利用者及び家族のプライバシーの保護と、個人情報の保護と管理を適切に行います。

（1）私たちは、業務上知り得た個人情報は決して外部に漏らしません。退職後も同様 とします。

（2）私たちは、利用者のプライバシーの保護には最大限の注意を払います。

6. 社員、スタッフは専門的見地と人間性の向上に努めます。

（1）利用者支援の専門性を高めるため、常に自己研鑽に努めます。

（2）専門職としての自覚と責務に基づいて行動します。

7. 利用者の子どもと保護者との確かな信頼関係を築きます。

（1）利用者の子どもと保護者の思いや願いに寄り添う気持ちを大切にします。

（2）利用者の子どもと保護者と常に支援の方向性を確かめ合います。

（3）利用者の子どもと保護者への説明責任を果たします。

8. 地域社会の一員としての責務を果たし、利用者の社会参加と交流（子ども食堂ほっとライスと連携）を促進します。

（1）私たちは、地域市民の一員としての意識を持ち、できる限り社会活動（ゴミ拾い等）に参加します。

（2）私たちは、個別支援計画に基づき、情報提供を行い、利用者の社会参加と交流の促進に努めます。

9. 行政機関や専門機関との連携を積極的に図ります。

私たちは、行政機関等と日常的に連携を取り、利用者のサポートに努めます。

10. 事業所における全ての人々のために、安全性の確保に努めます。

私たちスタッフ一同は安全管理に注意を払い、事故防止及び安全の確保に努めます。